



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

長崎労働局 労働基準監督官の仕事



長崎労働基準監督署長からのメッセージ

私は大学を卒業後、平成元年4月に労働基準監督官となり、最初に広島中央労働基準監督署に赴任しました。以来、35年間、様々な職務に就きましたが、どの業務においてもやりがいを感じながら、充実した職業生活を送ることができたと思っています。

労働基準監督官は、実際の現場と向き合うとき、それに適切かつ的確に対応した行政指導が求められます。また、建設現場や製造業の現場などで発生した労働災害の調査を実施したり、司法警察員として、労働基準法などに違反する悪質な企業や重大な労働災害を発生させた事業場の送検手続きをとることもあります。

最近の労働環境をめぐっては、人手不足・2024年問題・外国人労働者の増加といった様々な課題が生じており、フリーランスなど柔軟な働き方を求める人が増えています。そのため、労働者保護に関する法律も時代の変化とともに変わっていますが、この対応の中核的な役割を担っているのが労働基準監督官であり、すべての働く人が安全に、そして健康に働くことのできるより良い職場環境を実現するため、労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守してもらうようきめ細かな対応を行っています。

時として、指導してもなかなか改善に取り組もうとしない事業主や、パワハラやいじめ・嫌がらせといった個別労働紛争の相談を受けるなど、自分が思い描いていた理想の姿との違いに戸惑い、困難性の高い監督業務に苦勞することもあります。先輩監督官や上司みんなが快く相談に乗ってくれますので、心配はいりません。

そして、自分が担当した職場の環境をより良いものにすることができたとき、この上ない充実感を味わうことができます。

長崎県内で働く人のために、熱意と責任感を持って労働環境を改善する仕事を一緒に積み重ねていく、そんな仲間を待っています。



平成元年度任官

長崎労働基準監督署長 井上 和秀

～ 略 歴 ～

平成29年4月 外国人技能実習機構
広島事務所 指導課長
令和2年4月 島根労働局浜田労働基準監督署長
令和4年4月 島根労働局松江労働基準監督署長
令和6年4月 現職

採用試験

労働基準監督官 A (法文系) と労働基準監督官 B (理工系) の区分があり、得意な分野を選択受験できます。

採用後は試験区分による差異はなく、業務内容・研修内容・処遇は同じです。労働基準監督官は、あらゆる業種の事業場に立ち入り、調査等を行うことを主な職務としているため、文系の知識と理系の知識が必要となります。

いずれの採用区分であっても、採用後の1年間、監督指導業務等に関する中央研修や地方研修(実地研修・実地訓練)等により、知識の習得と業務の経験を積みます。



特に建設工事現場や工場への定期監督・申告監督・災害調査においては、理工学系の基礎知識を役立たせることができます。(理工学系の知識がないからといって仕事に支障を来すことはありません。)

監督業務

臨検監督

定期的あるいは申告相談などを契機に事業場に立ち入り調査をします。法令違反が認められた場合には、行政指導を行うほか、その場で使用停止命令などを命ずる行政処分を行います。

司法事務

重大又は悪質な事案については、刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として、取り調べなどの任意捜査や捜索・差押などの強制捜査を行い、検察庁に送致します。

災害調査

死亡災害などの重篤な労働災害が発生した場合には、直ちに発生現場に赴いて調査します。安全衛生課職員と一緒に調査する場合があります。



長崎労働局の具体的な監督指導業務

長時間労働是正のための指導

事業場へ臨検（立ち入り）、事業場が保管している出勤簿やタイムカード等の労働時間関係資料を調査し、違法な残業（サービス残業等）を行っていないか、過労死につながるような長時間労働を行っていないか等を確認します。

違法な残業や長時間労働等が認められれば、労働基準法等の法律に基づき、事業場に対して行政指導（是正勧告等）を行い、長時間労働の削減も含め法律違反の是正や改善を求めます。**法律違反が是正されない場合には、捜査を行い、検察庁へ書類送検する場合があります。**

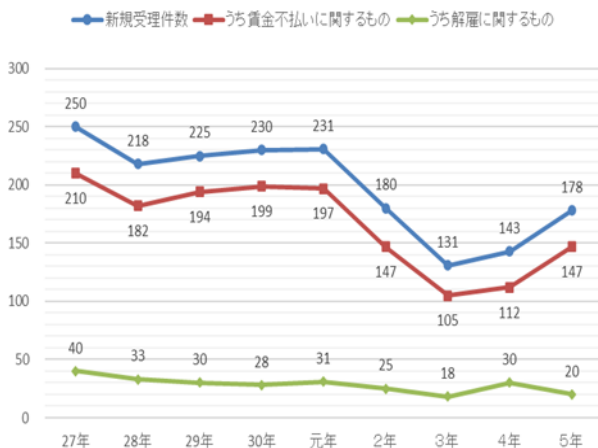
また、監督署の窓口を設置した「労働時間相談・支援コーナー」では、限度時間に適合した時間外労働・休日労働協定（通称：36協定）の締結等法律上の手続きサブプロクについての説明や、長時間労働の削減についての相談に対して、利用できる助成金の案内等の解決策を提案したりします。

労働災害防止の指導

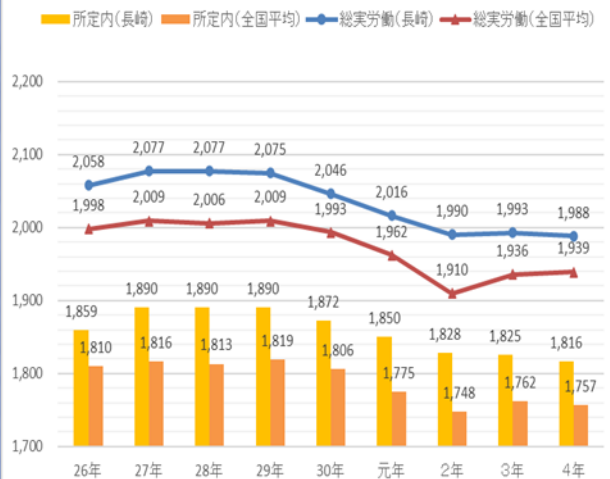
工場や工事現場等への臨検（立ち入り）時、高所から墜落してケガをする等の危険な場所で作業していないか、命綱やヘルメット等作業するに当たって危険を防止するための措置を講じているか等、労働者が安全に作業しているかを確認し、危険な作業場所や危険な作業等が認められれば、労働安全衛生法等の法律に基づき、労働災害防止のため、事業場に対して行政処分（作業停止命令等）や行政指導（是正勧告等）を行います。

また、死亡災害等重篤な労働災害が発生した場合には、原因の究明を行い、事業場に対して再発防止の指導を行うとともに、**その原因に法律違反が認められれば、捜査を行い、検察庁へ書類送検する場合があります。**

労働基準法第104条に基づく申告件数の推移



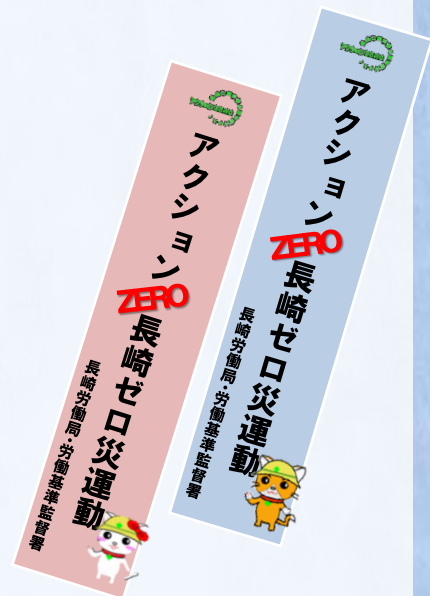
労働者1人平均総実労働時間等の推移（規模30人以上の事業所）



アクションゼロ～長崎ゼロ災運動～

長崎労働局では、「アクションZERO」と題して、各事業者、労働者及び長崎労働局(各労働基準監督署)が協力して、究極の目標である「労働災害ゼロ(ZERO)」に向けて事業場参加型の安全活動(アクションZERO)に取り組んでいます。

令和5年度は、862事業場が参加し、86%がゼロ目標を達成しています。



宿舎の状況は？

労働局管内には、長崎地区(西彼杵郡長与町を含む)、県央地区(諫早市・大村市)、県南地区(島原市)、県北地区(佐世保市)、離島地区(五島・対馬・壱岐)に単身用宿舎と世帯用宿舎があります。

- 築年数及び部屋の広さ等により宿舎費が異なります。
(月額 5,000円～40,000円)
- 離島地区の宿舎は、無償貸与となります。
- 宿舎の戸数には限りがあるため、希望者が多数の場合には入居できない可能性があります。
- 民間賃貸住宅に居住する場合、賃料に応じて住居手当の支給があります。
(上限 28,000円)

キャリアパス・転勤は？



- 最初に配属される労働局は、原則として、生活本拠地局（長崎労働局）です。最初の2年間は全員が労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務に従事します。
- 採用後3年目に2年間、生活本拠地局以外の労働局に異動（全国異動）します。原則、この2年間は労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務に従事します。
- 採用後5年目以降は、生活本拠地局で勤務し、労働局又は労働基準監督署の監督関係部署で監督指導業務を中心に従事することになりますが、総合性を高めていただくために安全衛生業務や労災補償業務に、それぞれ1年以上は従事します。
- 監督官試験Bの区分で採用された方を中心として、採用後5年目以降、安全衛生業務を中心としたキャリアパスを積むことも可能です。
- 採用後15年目以降は、監督署の課長・方面主任、労働局の専門官・各課室長補佐などを経験し、最終的には監督署の副署長、署長や労働局の課室長などの幹部に登用されます。
- 長崎労働局では、離島を含めた6つの労働基準監督署と2つの駐在事務所、労働局を概ね2年から3年ごとに異動することになります。
- 異動の間隔は、職員の希望、結婚、出産、育児、介護等の状況や人事上の事情により異なります。

本省勤務について

採用後3年目で本人が希望し、さらに配属先の労働局長が能力や適性の面で適任と判断して推薦した場合に、厚生労働本省で勤務することが可能です。

厚生労働本省で勤務する場合には、4年間（3～6年目の間）勤務し、7年目に生活本拠地の労働局に異動しますが、引き続き、本省での勤務を希望する場合は、この限りではありません。

新規採用職員サポーター制度



初めての就職や転職では、多くの方が不安を感じるものです。

長崎労働局では、新規採用職員が職場内で孤立することがないように、1名につき複数名のサポーターとなる先輩職員を選任し、仕事上の疑問や職場生活、私生活等における悩みを相談できる体制を整えています。

安心して働けます



R6 新規監督官（中央）



R5 新規監督官（中央）





労働基準監督官インタビュー



平成28年度任官

長崎労働基準監督署

五島駐在事務所

労働基準監督官
山崎 剛弘

志望動機

私は、法学系の大学を卒業後、一旦は民間企業に就職しましたが、職場環境が合わず、約1年で退職しました。社会に出てから労働基準法や最低賃金法など労働条件を規律する法律はあるものの、遵守しない会社が多い実態を知り、労働者の労働条件を良くしたいとの思いから労働基準監督官を目指しました。

現在の業務内容

現在は、離島である福江島に所在する五島駐在事務所で、主に監督指導業務に携わっています。監督官の配置が私一人のため大変なことも多いですが、オーシャンビューの職場は景色が良く、また、穏やかで優しい人柄の島民の皆さまに助けられながら仕事を進めています。労働者の権利を守りたいと監督官を志した私ですが、仕事では使用者と話をする機会が多く、労使双方から信頼を得られるよう客観的、中立的な視点で仕事するよう心がけています。これは労働基準監督官の心構えとして大切なことだと思います。労災事故が起ると、時には悲惨な事故現場に立ち会うこともあります。事故や過労死等でご家族を亡くされたご遺族から涙ながらに話を聞くこともあります。そういった様々な場面に遭遇する心構えも監督官として必要かもしれません。

局間異動

私は、三重県出身で大学は岡山県、新卒での就職先は広島県、監督官任官後は栃木労働局から長崎労働局と様々な地方に住んできました。全国異動が前提の監督官の仕事は私にとってとても魅力的でした。

局間異動（異なる県への異動）の良いところは、その地方ならではの様々な産業を学べることです。例えば前任地の栃木県には海がなく、海に関わる産業を知る機会ほとんどありませんでしたが、長崎県では造船業など海に関わる産業が盛んです。こうした地方毎に異なる特性を知り、勉強できることや新たな出会いを経験することで、人脈が広がることも局間異動の魅力です。食文化や気候、県民の気質など毎回新たな気づきや発見があり、プライベートでも充実した毎日を送っています。ちなみに、私は長崎で妻と知り合ったため、生涯を共にする配偶者が見つかる場合もあります。

ワークライフバランス

仕事柄、ワークライフバランスに理解のある同僚や上司が多く、任官以来、気兼ねなく年次有給休暇を取得しています（これまでに使いきれず時効で消滅した年休はありません）。病気休暇などの特別

休暇も充実していて安心です。昨年、第一子となる長女が生まれてからは、配偶者出産休暇、産後パパ育休、育児参加休暇などを取得しながら仕事と育児の両立に努めています。

育休については、分割しての取得も可能で、それぞれの家庭の事情に合わせたプランを立てることができます。

私が勤務する五島駐在事務所は、職員数3名の部署ですが、職員のワークライフバランスに対する理解が深いことや長期不在の場合などは、応援職員の派遣もあり、少人数でも気兼ねなく休暇を取ることができますので大変ありがたいです。

受験者へのメッセージ

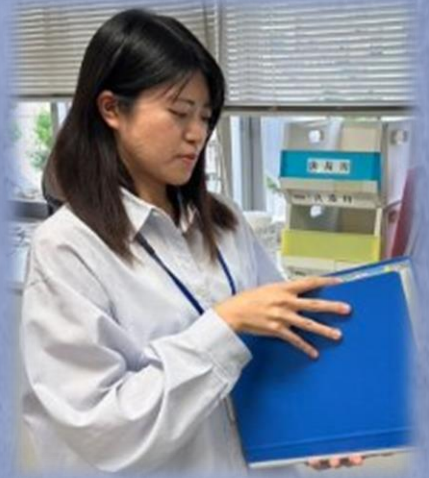
仕事は人生の中で多くの時間を割くものです。その仕事を決めるにあたって後悔しないために大事なことは、自分で考え、決断することだと思います。周りの意見を参考にすることも大切ですが、最終的には自分自身の考えで決断してほしい、そして、その決断が監督官や事務官として私たちの世界に飛び込むことであればこれほど嬉しいことはありません。

ぜひ、がんばってください！



労働基準監督官 インタビュー

長崎労働基準監督署 労災課
労働基準監督官 石田 美友紀



令和2年4月	長崎労働局任官
	長崎労働基準監督署 第一方面
令和3年4月	長崎労働基準監督署 第二方面
令和4年4月	福岡労働局
	北九州東労働基準監督署門司支署
	監督・安衛課
令和6年4月	現職



局間異動や経験してみて感じていること

監督署の業務は事業場や労働者と対峙する機会が多く、当然、多種多様な業種に対する理解が必要となってきます。私は2局目に、長崎では比較的少ない業種である道路貨物運送業や港湾荷役業、化学工業が盛んな地域での勤務を経験し、それぞれの業種への理解を深めることができ、非常に良い経験になったと感じています。また、他局で勤務することにより、定着局が異なる職員間で交流を行い、人脈を広げることができた実感しています。実際に、長崎局に戻ってから他県へ出張に行くとき等には、2局目で知り合った職員と連絡を取り合っており、現地の情報収集を行ったりしています。



監督業務以外の業務（労災）を経験してみて感じていること

私は現在、労災保険の給付に関する業務のうち、業務災害や通勤災害によって後遺障害が残ってしまった方の障害等級を認定する業務を行っています。監督業務は災害発生状況に法違反がないかどうかを確認することが主な業務であるため、被災された方のその後の生活にまで関わることはありませんでしたが、現在の業務を通して被災してから数か月から数年経過した状態の労働者の方とお会いする機会が増え、より労働災害の防止が労働基準行政において重要な課題であるのだと改めて実感しています。



労働基準監督官という仕事のやりがい

労働基準監督官の主たる業務は、事業場に対する臨検監督です。全てがうまくいくわけではありませんが、会社の実情について一定の理解を示しながらも、事業場に対して労働基準法等の法律について丁寧に説明し指導を行うことで、実際に労働環境が改善し、労使の笑顔を見ることができたときは、この仕事に就いてよかったなと思います。





労働基準監督官 インタビュー

採用1年目監督官から
監督官を目指すみなさんへ
フレッシュなメッセージ

職場の雰囲気は？

「労働」というものは多くの人にとって切っても切り離せないものです。私はそのような労働分野での安全を守ること、多くの人暮らしを支えることができる点を魅力に感じ労働基準監督官を志しました。

まだ採用されたばかりで分からないことばかりですが、親切な先輩が多く、サポーター制度もあるため、周囲に気軽に相談できるととてもあたたかな職場だと感じています。



長崎労働基準監督署
第二方面 赤峰 宥之



諫早労働基準監督署
監督課 吉川 さくら

労働環境に悩んでいる労働者の方々を手助けし、仕事に集中してもらえる環境を整えたいという思いから、監督官を志望しました。入省する前は、業務がこなせるか不安に思うこともありましたが、研修制度が充実していたり、上司の方々は優しい方ばかりなので、分からないことはすぐに相談に乗ってくださいます。

労働環境をよりよくするために皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています！



労働基準監督官 インタビュー

採用2年目監督官から
監督官を目指すみなさんへ熱い🗨️メッセージ

>>> 長崎労働基準監督署 第三方面 中尾 元

私は理系の出身で、任官後すぐの頃は、法律の知識などに不安もありました。しかし、職場には頼れる先輩方もいますし、1年目には、埼玉県にある労働大学校で集合研修があり、全国の同期と一緒に、労基法などの法令について学ぶことができます。特に、安全衛生の分野では、理系の専門知識が生きる場面も多いと思います。

労働基準監督官は、いろいろな業種の会社に立ち入り、労働条件調査を行う際にはその会社や業界についての話を聞くことができます。また、製造業の工場や建設業の現場では、いろいろな機械関係を見ることができますし、それらの安全対策をチェックしていきます。労働災害の調査では、災害の原因を究明したり、司法事件では、関係者からの聞き取り等の捜査を行います。

このように、様々な業務を経験できること、多様な事業場の実態を知ることができ、そこで働く方々の労働環境の改善に関与できることが労働基準監督官の仕事の魅力であり、私は「面白い」と感じています。



>>> 諫早労働基準監督署 監督課 園田裕基



私は大学時代、法学部に所属していたこともあり将来法律に携わることができる仕事をしたいと考えていた中で、生きていくために欠かせない“労働”にフォーカスを当てた労働基準監督官の仕事に魅力を感じたため労働基準監督官を志望しました。

一般的には会社の書類を確認し、サービス残業等の法違反を見つけ指導するといったイメージが強いかと思いますが、それだけではなく工場や建設現場に行き機械や設備等について確認することもあります。

労働基準監督官の仕事は多岐にわたり、私自身もまだまだ覚えることが多いですが、上司や先輩方のサポートのもと日々業務にあたっています。

労働基準監督官の仕事は働く人の命や健康を守ることに直結し、誰もが安心して働くことができる職場環境づくりに貢献できるとてもやりがいのある仕事だと感じています。

>>> 佐世保労働基準監督署 監督課 堀田賢吾

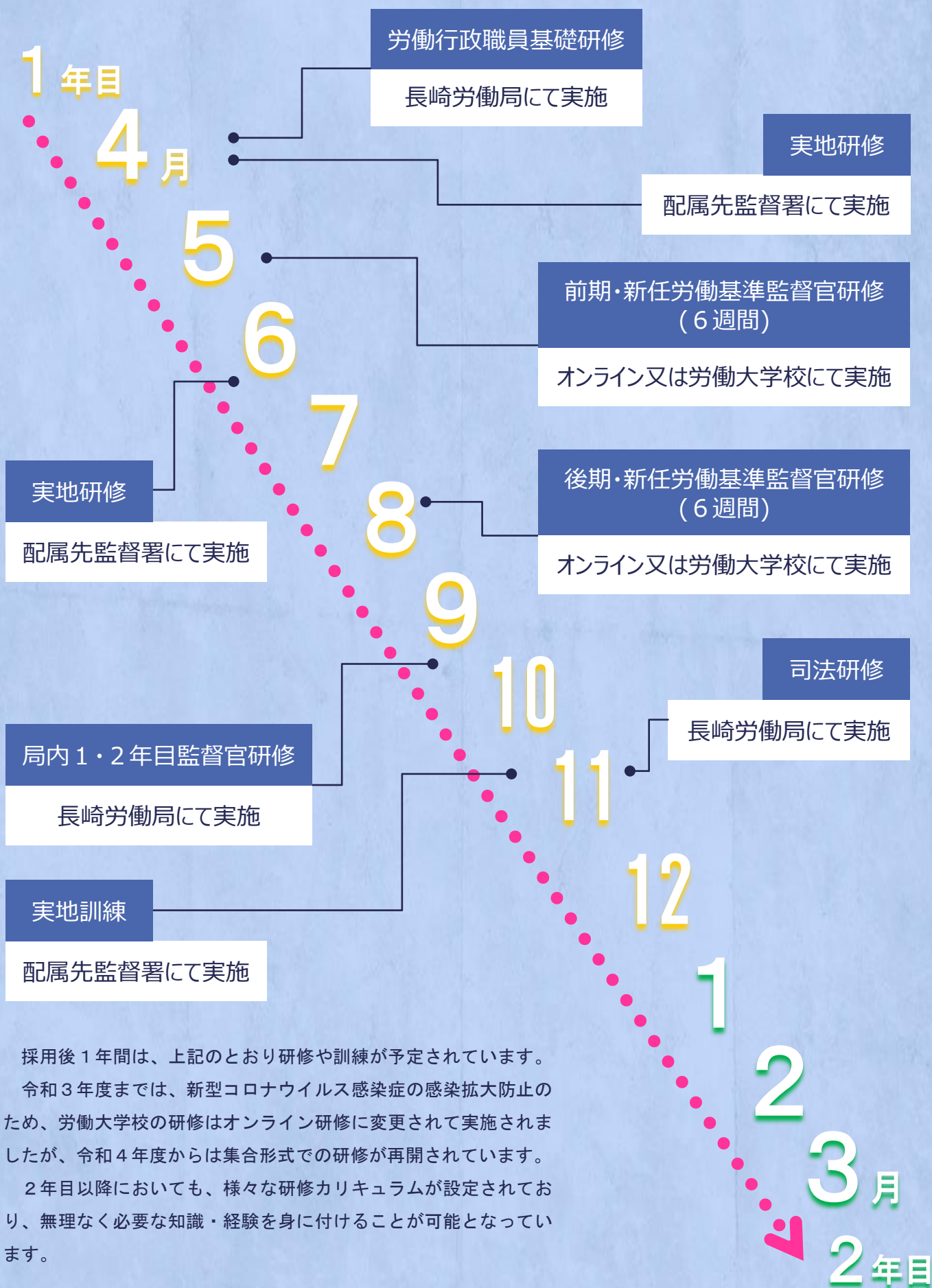
私は学生時代に電子制御工学を専攻しており、理工系区分で採用されました。労働基準法などの法律を専門的に学んだことがなかったため、入省前は不安に感じることもありましたが、労働大学校での集合研修や上司、先輩方の監督指導に同行させていただくなど豊富な研修があり、業務に必要な知識や経験を積むことができました。

労働基準監督官の仕事では、製造業、運送業、サービス業など様々な業種の企業に対して指導を行います。その分、幅広い知識が必要になり大変だと思うこともありますが、日々新鮮な気持ちで業務に取り組むことができ、給料の不払いや長時間労働の問題が解消されるなど、自分が行った業務の結果を感じやすく、とてもやりがいのある仕事だと思います。

働く人が安心・安全に働ける職場環境を目指し、皆さんと一緒に働くことができる日を楽しみにしております。



採用後の研修



採用後1年間は、上記のとおり研修や訓練が予定されています。

令和3年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、労働大学校の研修はオンライン研修に変更されて実施されましたが、令和4年度からは集合形式での研修が再開されています。

2年目以降においても、様々な研修カリキュラムが設定されており、無理なく必要な知識・経験を身に付けることが可能となっています。



新任労働基準監督官研修 ～労働大学校潜入レポート～



▼基本情報

(独)労働政策研究・研修機構労働大学校
埼玉県朝霞市溝沼1983-2

▼URL

<https://www.jil.go.jp/training/index.html>



長崎労働基準監督署第一方面 岡 祐衣

女性の部屋やお風呂は、全てロックがかかっていて男性出入り禁止なので、安心して生活することが出来ます。

洗濯機は1フロアに6台あって、時間帯にもよりますが、2日に1回くらいは必ずまわせます。

女性の監督官もかなり増えてきていて、全国の同期がたくさんできました。



佐世保労働基準監督署監督課 藤井 綾

朝食、昼食はみんな食堂で取っていて、とても仲良くなれたと思います。授業以外の時間は、体育館で体を動かす人、談話室で過ごす人、外出する人、それぞれ楽しんでいる様子でした。スポーツをしたい人は体育館シューズを持参すると良いです。

私はみんなと喋るのが好きなので、講義終了後にみんなで集まって飲食しながら楽しい時間を過ごしました。気づけば各県から集まった同期と仲良くなれて、本当に楽しかったです。



おわりに

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、コロナ禍の3年間を乗り越えることができました。これから、コロナ後の経済回復に対応した人手不足の克服、継続的な賃上げ、多様な働き方の実現による持続的な成長と分配の好循環を実現していくことが重要です。

その実現のため、都道府県労働局にあっては、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発行政が一体となって、各地域の実情に応じた取組を進め、各地域において総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域や国民からの期待に真に応えていくことが求められています。

そのような時代の変化に応じて労働者保護に関する法律に変化が生じ、労働基準監督官としての職務にも変化が生じます。

しかしながら、労働基準監督官としての使命は、働く人にとって、安心・安全なより良い職場環境を実現することであり、このことは、これからも変化することはありません。



厚生労働省 長崎労働局

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

TEL 095-801-0020

長崎労働局ホームページ <採用情報>

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/roudoukyoku/information/saiyo-joho.html>

